

世の中で話題になっているニュース等について知り、考えるためのヒントを得られるような資料情報をご紹介します。

男性の育児休業

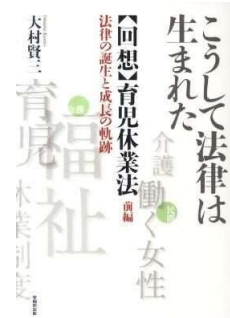
最近の新聞記事から

「男性の育休取得、12.65% 昨年度、初の1割越え」（朝日新聞 2021年7月31日）朝刊 2面

「男性育休「取得せず4割」、職場理解が壁に 内閣府調査」（日本経済新聞 2021年6月5日）朝刊 5面

令和3（2021）年6月に「改正育児・介護休業法」（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）が成立しました。令和4（2022）年4月から、育休の周知・意向確認の義務化、出生時育休制度の創設、大企業の育休取得率公表義務化などが順次実施されていきます。これまでも法整備が進む一方で、実際の男性の育児休業取得率は「令和2年度 雇用均等基本調査」で12.65%にとどまっています。また育児休暇を取得しない理由として、「職場に迷惑をかけたくないため」や「職場が、男性の育休取得を認めない雰囲気であるため」など、職場に対する遠慮が大きな割合を占めています。

書名・記事名	出版情報・サイト情報等
育児・介護休業法について	厚生労働省 Web 情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
今回の法改正の解説資料や関係条文、動画、また、平成21年からの法改正の情報など、育児・介護休業法に関する情報がまとめられている。積極的に育児に関わる男性を支援する、厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」も紹介されている。	
こうして法律は生まれた 回想・育児休業法 前編	大村賢三著 早稲田出版 2011 西部：36632/22/1 図書
育児休業制度の法制化に携わった行政官の眼を通して、実際の政策の形成過程とその立法化、その後の変化を詳細に綴られている。育児休業法ができるまでの前編と、その後の社会情勢に合わせて法がどのように改善されたかの後編『こうして法律は成長した 回想・育児休業法 後編』からなる。	
労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）	厚生労働省 Web 情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126989.html
労働政策に関する重要な事項の調査・審議を行う審議会。男性の育児休業についても、標記分科会で2020年9月第30回から審議が行われ、2021年1月第36回において「 男性の育児休業取得促進策等について（案） 」という報告を作成している。各回とも多くの参考資料が付され、制度を考える上での参考となる。	



男性育休白書 2021	積水ハウス株式会社 https://www.sekisuihouse.co.jp/ikukyu/library/pdf/dans-ei-ikukyu-hakusyo-2021.pdf	Web 情報
<p>男性育休にも積極的な企業である積水ハウスが 2019 年から全国 47 都道府県の 9,400 人に対して行っている実態調査の報告書。育休取得者の声や、育休取得推進に必要なと思うこと、育児支援制度の認知度や利用実態など、政府等の統計とはまた違った側面を知ることができる。</p>		
男性育休の困難 取得を阻む「職場の雰囲気」	齋藤早苗著 青弓社 2020 中央：36632/68	図書
<p>育児休業を利用した男性、長時間労働の経験がある男性正社員・女性正社員へのインタビューを通して、〈仕事優先〉と〈仕事も育児も〉という二つの時間意識に着目する。さらにその時間意識を、日本に根付いている性別役割分業意識との関係から読み解くことで、男性育休の取得の困難さを分析する。</p>		
		
男性の育児休業の取得促進に関する施策の国際比較 日・米・英・独・仏・スウェーデン・ノルウェー	濱野恵『レファレンス』(第 800 号 2017.9) p99-127 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10954501_po_080007.pdf?contentNo=1	Web 情報
<p>他国でも、父親の育児休業取得率の低さについては問題視されており、取得促進のための様々な仕組みが用意されている。対象の 7 か国について、各国の育児休業制度と給付制度、取得促進策と取得状況について紹介されている。</p>		
男女平等から見た 2021 年育児介護休業法改正の意義と問題	長谷川聡『季刊労働法』(第 274 号 2021 秋季) p47-57 中央	雑誌
<p>育休に関する法制度の展開を概観し、いかに男女平等を実現するかを論じる。夫婦間のワークライフバランスについては、基本的には当事者の選択としつつも、一定期間の育休取得を父親に義務付ける「男性の産後休業制度」という選択肢も検討可能ではないかと述べる。</p>		
資料シリーズNo.232 「男性労働者の育児休業の取得に積極的に取り組む企業の事例 - ヒアリング調査 -」	労働政策研究・研修機構 2020.9 https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2020/232.html	Web 情報
<p>厚生労働省の要請を受け、男性の育児休業の取得促進策検討の参考とするために行ったヒアリング調査。13 社に対する調査の結果と、そこから分かったことを簡潔にまとめる。千葉県内からも千葉銀行が調査の対象となっている。</p>		
キャリアサポート特集 男性職員も育休を！	『ガバナンス』(第 241 号 2021.5) p41-50 西部	雑誌
<p>「令和元年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」では男性の育児休暇取得率は 8%と、公務員はまだ低い水準にある。育休経験者のインタビューや先進的な取り組みをしている自治体への取材を通じて、男性育休を考える。先進的な自治体でも、取得率は向上しても、その育休の質についてはまだまだ課題があるとする。</p>		